

# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会副会長 江藤 聡明

### 1. はじめに

本年度の役員会の大きな背景としては昨年度断行された会費の値下げが有ります。そして、重要なことはこの値下げが十分なシミュレーションを行ってのことであったとしても、会の活動に悪影響を及ぼす様なことが有ってはならないということです。昨年度は勿論、本年度の役員会は全体としてこのことを常に念頭に置いており、役員会の活動もその様に行われていると確信する所です。現奥山会長が弁理士会の会としての「使命」は何かということを見つめ直し、検討していることもこの様な背景が有ってのことと思います。

### 2. ここまでの役員会での活動及び各担当委員会のご報告

#### (1) 支部まわり

新年度が始まり、会務としてまず興味深かったことは、支部廻りです。担当の九州支部と加えて四国支部にお伺いしましたが、改めて地方での弁理士業の難しさ、厳しさを感じました。九州では福岡-鹿児島間の新幹線の開通で九州全土の移動の利便さは格段に発展しましたが、四国では各県から一カ所に集まることが如何に大変なことか関東の感覚で理解できないということ、東北から関東へ来るよりも時間が掛かるということ、支部活動本当にご苦労様です。

#### (2) 特許委員会

来年の改正に向けて活動が行われており、これに伴う改正WGも設立され、それぞれ、産業構造審議会の特許制度小委員会への参加者のサポートが行われています。更に一般財団法人知的財産研究所における権利の安定化に関しての研究部会も立ち上げられ、そこに特許委員会から1名が出席しています。

特許法の改正の大きなポイントは、権利安定化のための方策として、異議申し立て制度を再検討するというものです。昨年度の特許委員会でもこの検討が行われ、積極的に付与後異議の復活という方向の提言がされています。本年度は、特許庁の動き、企業サイドの

動きなど全体として更なる積極方向の議論検討がなされている所です。まだ、詳細が決定されている状況ではなく、ここで述べる情報もこの程度が限界です。付与後異議制度が存在していた頃は年間4,000件の異議申し立てがなされていた状況があり、今後より使い易い制度が構築され、これが活用されて権利の適正な安定化が図られるよう望む所です。すなわち、権利者にとっては、訴訟でも戦える安定した権利の構築であり、第三者にとっては不適切に権利化された権利による制限を解消するという事です。

その他、具体的な検討事項は、下記のようなものです。

- ・シフト補正に関する審査基準の改定へ向けて、要件緩和のための積極的な意見の提言（現在も特許庁への提言を活発に行っています）、
- ・特許制度における重要な項目についての外国特許制度との対比、
- ・進歩性の近年の審判決の検討、分析、
- ・実用新案制度についての再考、
- ・職務発明についての弁理士としての考察など

これら興味深い研究テーマについての会員への還元は、公開フォーラムの形で発表されますので是非とも多くのご参加を期待します。

#### (3) 意匠委員会

意匠の出願件数の低迷状況が長年続いており、隣国韓国の出願件数の半分という数字は、我が国のマーケット規模やデザイン能力からして適切な数字とは言えないと思う次第であり、日本の意匠制度の活性化を図るための検討を行っている所です。

また、改正関連では、意匠法改正WGが昨年度から活動しており、ヘーグ協定への加盟を前提に法改正議論が進められています。同WGとしては画像意匠の保護拡大（現行法の物品にプリインストールされた画像を物品の一部として限定して保護するという状態を、保護対象を広げる方向）について、先日、産業構造審議会の意匠制度小委員会へ意見書を提出したところです。今後も、ヘーグ協定加入並びに予定されてい

る意匠法の改正項目に対して弁理士会の意見をとりまとめる予定です。

ヘーグ協定の加盟国が無審査国主体であり、本格的な審査国としての日本が加盟するに当たっては多くの細かい検討が必要であり、現在それが行われている所です。

意匠委員会も特許委員会と同じく第一と第二の委員会に分かれており、第一委員会の主たる活動としては、ヘーグ協定とロカルノ協定に関する問題点、疑問点の検討、画像デザインの保護のありかたについての検討討議、意匠法改正に向けた日本弁理士会の意見構築（産構審での発言など）の基礎作り、対外活動として、SCTに委員をしたほか、知的財産学会での発表、日本インダストリアルデザイナー協会（JIDA）との会合等が行われます。

第二委員会は、意匠制度活性化のために、特許弁理士がクライアントに意匠を薦めるための方策として、

- ① 複数の企業についてのビジネス形態、意匠の傾向、特許との関係などの調査、特許と意匠との繋げ方を提言するための検討、
- ② 意匠・特許間の変更出願の分析
- ③ 意匠の保護範囲は意外に広いことを裏付ける事例集めなどを行っています。

以上の事項は、特に、特許しか扱っていない弁理士の方々に、意匠の活用性の高さを改めて知らしめ、意匠活用の意識を高めてもらうための検討に重きが置かれています。

その他、画像意匠、部分意匠の登録例の検討、中国、BRICsを中心とした海外意匠情報の収集、発表なども行っています。

#### (4) 中央知的財産研究所

本年度は、より研究所の存在を身近にしたいという役員会の意向に添って、初心に返った運営、例えば、研究テーマの決定などをより広い情報源から拾い上げていくことなど努力をしている所です。中央知的財産研究所の活動への会員の関心がより高まることを期待しています。

また、特に本年度は、一つの研究部会として弁理士法改正の検討部会が設置されており、弁理士会全体として力を入れた検討が行われています。例えば、弁理士試験制度や弁理士の秘匿特権等の議論がされています。

また、会員の皆様への研究成果のご報告としては、特許に関する「明細書を巡る諸問題」（本年9月30日終了）、商標に関する「混同を巡る諸問題」（本年7月30日終了）については、10月1日に東京で、11月9日に大阪で公開フォーラムが開催されます。また、知的財産権侵害に基づく差止請求権を巡る諸問題については、現在研究検討が行われており、平成25年3月31日に終了の予定です。なお、新たな研究テーマについては現在研究所内で検討がなされており、近々決定される状況です。

#### (5) 技術標準委員会

技術標準化の流れは企業における将来の製品開発の方向付けにおいて不可欠の検討事項であり、弁理士にとっても技術分野によっては明細書の作成実務において常に考慮しなければならないポイントとなっています。

国内ワーキンググループの活動としては、国内における技術標準の調査対象の選択、研究、そして、その研究成果をまとめるため、2010年度には、次世代自動車につきCHAdEMOを、2011年度には、エネルギーマネージメントにつきエコーネットの調査を実施してきました。そして、今年度は、2010年度知的財産戦略大綱で策定された国際標準化戦略7分野（先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネージメント、コンテンツメディア、ロボット）を中心に対象を選定することを予定しています。

調査対象の選択および研究の一環として、7月19日に、一般財団法人日本自動車研究所（JARI）ITS研究部次長・主席研究員 香月伸一様より、「欧米におけるITSの研究開発と標準化動向の概要」と題して、ご講演を頂きました。

外国ワーキンググループの活動としては、国際標準の調査対象、研究および研究成果のまとめを目的として、特に中国についての調査を行うと共に、ネクストチャイナ（ベトナム、インド）等に拡げることを検討しています。

アンケートワーキンググループでは、技術標準についての弁理士の意識・関心の程度、関わり（出願／ライセンス等）を調査し、本会の活動につなげるとともに、研修にも役立つべくアンケートを予定しています。

以上